

平成 25 年度

監 査 報 告 書 Ⅱ

(財政援助団体等監査)

飯 田 市 監 査 委 員

25 飯監第 65 号
平成 25 年 11 月 28 日

飯田市長 牧野 光 朗 様
飯田市議会議長 林 幸 次 様

飯田市監査委員 中 島 善 吉
飯田市監査委員 林 栄 一
飯田市監査委員 中 島 武津雄

監査結果の報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果を、同条第 9 項の規定により報告します。

なお、同条第 12 項の規定により、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

- 1 飯田市農業振興センター
- 2 一般財団法人 飯田市南信濃振興公社

飯田市農業振興センター

1 監査の対象

名称 飯田市農業振興センター（以下「農業振興センター」という。）

代表者 会長 牧野 光朗

所在地 飯田市東東 281 番地

上記団体の主管部署 産業経済部農業課

2 監査の期間

平成 25 年 8 月 1 日から平成 25 年 11 月 28 日まで

3 監査の範囲

負担金交付にかかる財政援助団体として、主として平成 22 年度から平成 24 年度及び平成 25 年度 8 月末までの事業に係る出納その他の事務の執行について監査の範囲とした。

4 監査の方法

農業振興センターに係る出納その他の事務について、次の事項を主眼として諸帳簿類を調査するとともに、関係職員等の説明を受けて行った。

(1) 所管部局関係

ア 補助金、交付金、負担金等その他の財政的援助(以下「補助金等」という。)の決定は法令等に適合しているか。

イ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

ウ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続きは適正か。

エ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。

オ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要はないか。

(2) 団体関係

ア 事業計画書、予算書及び決算書等と所管部署へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分な効果が上げられているか。また、対象事業以外に流用されていないか。

エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。また、会計処理上の責任体制は確立されているか。

5 監査の結果

農業振興センターに対する負担金は交付目的に沿って執行されており、その事業に係る出納その他の事務の執行についても概ね適正に行われているものと認めました。

農業振興センターとして、行政及び各種団体並びに農家等との情報共有に努められ、有効な組織として機能するよう引き続き努力されることを期待します。

(1) 指摘事項

特になし

(2) 検討要望事項

このことについて次のとおり意見を添えるので参考にしてください。

ア 農業振興センターに対する負担金額について、予算編成時に前年度における事業実績等を十分精査したうえで額の決定をされるように努めてください。また、農業振興センターが行う各種助成対象事業の有効性について確認に努めてください。(農業課)

[措置状況]

負担金額については、事業実績等を十分に精査し額の決定を行います。また、農業振興センターの各種助成対象事業については、事務局だけではなく各地区の担当者や各専門部会構成員で確認をしておりますが、事業の有効性の確認の更なる強化に努めます。

イ 農業振興センターへの負担金について、その支払いが年末となった年度があったことから、適切な時期での請求及び交付事務の執行に努めてください。(農業振興センター、農業課)

[措置状況]

今年度は、適切な時期に請求及び交付事務を執行しておりますが、次年度以降についても、事務が滞ることがないように十分な配慮を行います。(農業振興センター、農業課)

ウ 農業振興センターの予算及び決算について、予算執行率の低調な年度、又は繰越金が多額な年度が見受けられましたので、予算編成にあたり必要な精査が行われるとともに事業の促進に努めてください。(農業振興センター)

[措置状況]

今年度から、農業振興センターの運営体制を充実させるため3つの専門部会(プロジェクト)を設置するとともに実務担当者の情報共有を図るための「企画調整会議」を定期的で開催しており、事業の促進に努めております。

エ NPO法人みどりの風について、農業振興センターから一定の交付金を交付していることから事業の進捗状況と実績について引き続き十分掌握されるよう努めてください。

また、当該法人が農業振興センターの事務所を共有していることから事務所経費の負担について検討してください。(農業振興センター)

[措置状況]

NPO法人みどりの風の事業については、定期的に状況の報告を受け、農業分野における共通の課題解決のため連携を密に取っておりますが、引き続き状況の掌握に努めていきます。また、事務所経費の負担に関しては、共同事務所の貸主であるJAみなみ信州とも協議を行い検討します。

オ 農業振興センターの公印の使用について、その使用管理は重要であることから、飯田市の運用等を参考にし、公印使用簿の整備を検討してください。(農業振興センター)

[措置状況]

飯田市の運用を参考にして、10月18日に公印使用簿を整備し運用を開始しました。

カ 規約及び各種規程について、実情と整合しない部分がありましたので、総体的に整理されるとともに、適切な運用に努めてください。

特に、会計処理規程第31条においては当該期末の財政状態を明らかとすることを目的としていますので、目的に沿った財務諸表の整備に努めてください。(農業振興センター)

[措置状況]

ご指摘に従い、規約及び規程について総合的に整理し、平成26年度本部会議(総会)において改正できるように準備をします。なお、目的に沿った財務諸表は、パソコンシステム上で整備済みであり、平成25年度の決算監査で提示することとします。

6 監査対象団体の概要等

(1) 目的

飯田市、飯田市の区域における農業の振興を目的とする農業団体その他の機関が協働して農業の振興を推進し特色ある地域農業の確立、耕作放棄地の再生利用等に資することを目的とする。

(2) 事業内容

目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- ア 飯田市の策定した基本構想及びマスタープランに沿った事業方針及び施策の決定
- イ 農家・農業相談・支援事業
- ウ 集落・地区の農業・農村づくりへの支援
- エ 農業団体等の活動への支援
- オ 農業振興に係る情報の収集・共有・発信
- カ 担い手への支援
- キ 農地有効利用、耕作放棄地再生利用、経営体育成支援、その他の目的を実現するのに必要な事業

(3) 組織（平成 25 年 5 月 17 日改正）

- ア 役員 規約に定めのある役員は会長 1 名、副会長 2 名、監事 2 名とされている。今年度においては規約どおりの人数である。
- イ 会議 理事（規約第 12 条第 2 項）をもって構成する本部会議がある。
- ウ 執行機関 委員（規約第 18 条第 2 項）をもって構成する運営委員会と、この会の命により任命される企画実践事務局（規約第 19、20 及び 21 条による）がある。
- エ 組織構成 次の団体等をもって組織する。

飯田市、飯田市農業委員会、みなみ信州農業協同組合、下伊那農業改良普及センター、下伊那園芸農業協同組合、南信酪農業協同組合、竜峡酪農業協同組合、畜産振興協議会、認定農業者連絡協議会、農業農村男女共同参画推進協議会、地区農業振興会議、特定非営利活動法人みどりの風、小渋川土地改良区、竜西土地改良区

(4) 決算の比較（本部会議資料、各年度農業振興センター会計決算書より）

（単位：円）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
収入	10,845,588	10,006,883	12,704,316	13,919,682
支出	9,639,752	6,103,825	7,585,679	8,863,678
残額（翌年度繰越額）	1,205,836	3,903,058	5,118,637	5,056,004

収入	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
負担金	8,800,000	8,800,000	8,800,000	8,800,000
繰越金	1,168,430	1,205,836	3,903,058	5,118,637
雑収入	877,158	1,047	1,258	1,045
収入合計	10,845,588	10,006,883	12,704,316	13,919,682

支出		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
一般事務費	報償費	53,000	12,000	34,700	13,400
	旅費	69,800	73,310	1,100	2,200
	消耗品費	330,586	176,165	866,878	350,539
	燃料費	0	0	0	0
	食糧費	18,404	13,500	27,490	0
	印刷製本費	583,062	569,016	562,611	605,346
	委託料		269,770	151,250	99,650
	通信運搬費	77,642	22,255	107,076	71,270
	手数料	37,882	16,380	37,695	32,235
	使用料及び賃借料	190,920	184,020	184,020	184,020
	負担金補助金及び交付金	152,950	110,775	0	3,069
	備品購入費	168,000			
	修繕費	11,812	0	0	0
	交際費	12,063			
	小計	1,706,121	1,447,191	1,972,820	1,361,729
農地再生活用 支援事業	報償費	0	0	0	0
	旅費	157,712	2,200	61,135	68,610
	消耗品費	86,625			511,983
	印刷製本費	0	10,500	0	0
	負担金補助金及び交付金	1,779,104	3,376,892	3,320,354	3,534,175
	原材料費	133,720			
	使用料及び賃借料	24,000		4,200	0
	小計	2,181,161	3,389,592	3,385,689	4,114,768
農産物販売 拡大支援事業	報償費	297,385	125,750	80,000	315,996
	旅費	120,530	31,800	74,260	732,990
	消耗品費	3,880	63,472	54,566	48,684
	印刷製本費	372,690	0	70,560	0
	負担金補助金及び交付金				304,641
	委託料	1,085,475	0	488,250	604,050
	使用料及び賃借料	5,550	5,820	8,190	101,081
	備品購入費		90,000		
	小計	1,885,510	316,842	775,826	2,107,442
地域営農 支援事業	報償費	0	0	15,000	0
	旅費	52,700	67,200	113,344	53,100
	印刷製本費	0	0	0	0
	負担金補助金及び交付金	3,167,760	883,000	1,323,000	1,226,639
	小計	3,220,460	950,200	1,451,344	1,279,739
予備費	小計	646,500	0	0	0
支出合計		9,639,752	6,103,825	7,585,679	8,863,678

※決算書上に該当区分が存在しない場合は斜線表記とした（0円とは区別する）

一般財団法人 飯田市南信濃振興公社

1 監査の対象

名称 一般財団法人飯田市南信濃振興公社（以下「公社」という。）

代表者 理事長 後藤 修三

所在地 飯田市南信濃和田 548-1

上記団体の主管部署 南信濃自治振興センター及び飯田市美術博物館

2 監査の期間

平成 25 年 8 月 1 日から平成 25 年 11 月 28 日まで

3 監査の範囲

出資団体及び指定管理者として、主として平成 22 年度から平成 24 年度及び平成 25 年度 8 月末までの事業に係る出納その他の事務の執行について監査の範囲とした。

4 監査の方法

公社に係る出納その他の事務について、次の事項を主眼として諸帳簿類を調査するとともに、関係職員等の説明を受けて行った。

(1) 出資団体監査

ア 所管部局関係

(ア) 出資の目的及び出資等の金額は妥当か。

(イ) 出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。

(ウ) 出資者としての権利行使は適切に行われているか。

(エ) 出資等対象団体の経営成績及び財政状態を充分把握し、適切な指導監督を行っているか。

(オ) 財産、備品、車両の管理は良好に行われているか。

イ 団体関係

(ア) 定款又は規約並びに経理規程等諸規程は整備されているか。

(イ) 設立目的(出資目的)に沿った事業運営が行われているか。

(ウ) 決算諸表等は作成されているか。また、事業成績、財政状態は適正に決算諸表等に表示されているか。

(エ) 経営成績及び財政状態は良好か。

(オ) 収益率、財務比率は良好か。また、人件費の内容、金額は事業規模に比し適切か。

(カ) 関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

(キ) 収支の会計経理、財産管理(固定資産、有価証券、動産等)及び資金の運用は適切か。また経費節減は図られているか。

(ク) 会計処理上の責任体制は確立されているか。

(ケ) 役員・組織は機能しているか。また、監事監査の実施状況は適切か。

(コ) 金庫管理、現金、公印の管理等についての内部統制組織は機能しているか。

(2) 公の施設の指定管理者監査

ア 所管部局関係

(ア) 指定管理者に対して、条例やそれに基づく協定書等に沿って運営管理されているか。

a 管理する施設及び業務の内容は明確か。

b 指定管理者との間の経費の負担区分は明確か。

(イ) 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。

イ 団体関係(指定管理者関係)

- (ア) 施設は関係法令(条例含む)の定めるところにより適切に管理されているか。
- (イ) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (ウ) 利用促進のための努力はなされているか。
- (エ) その他、上記(1)出資団体監査を準用する。

5 監査の結果

公社の事業運営は定款等に沿って行われており、事務処理については、おおむね適正に処理されているものと認めましたが、その事務の執行の一部に不適切な点が認められましたので改善を求めます。

なお、遠山地区の観光振興と共に公益業務への取り組みなど業務の拡充が図られていました。今後も、公社と行政が連携し、健全な経営など将来を見据えて努力をされるよう期待します。

(1) 指摘事項

ア 指定管理施設の事業報告について、基本協定に定められた報告等が行われていない施設がありました。協定内容又は体制の見直しなどを検討し、引き続き適切な管理運営に努めてください。(南信濃自治振興センター、公社)

[措置状況]

- ・ 便ヶ島森林公園施設及び陶芸館について、指定管理施設となっており、次回の基本協定改定時(平成27年3月末)までに管理方法を検討します。(南信濃自治振興センター)
- ・ 便ヶ島森林公園施設及び陶芸館の現状把握をしっかりと行う中で、協定書に合致した施設の有効活用が図られるよう、協定内容又は体制の見直しを自治振興センターと連携して検討していきます。(公社)

イ 指定管理施設の運用について、その一部において条例の規定と異なる運用をしている例がありました。必要な事務の整理に努めてください。(美術博物館、公社)

[措置状況]

- ・ 遠山郷土館の開館時間等規定と異なる運用については、条例どおりの運用を検討しておりますが、本年度については、臨時的な措置について美術博物館に相談してまいります。(公社)
- ・ 遠山郷土館の運用については、条例第5条の規定どおり運用するよう指導します。ただし、本年度の開館時間については、10月から3月までの期間は午前9時から午後4時まで、さらに、1月及び2月は土曜日、日曜日、祝日のみの開館とする指定管理者からの申し出を受け、臨時的に開館時間の変更を承認することとします。(美術博物館)

ウ 就業規程について、その一部において現状と差異が見受けられましたので整合するようしてください。(公社)

[措置状況]

職員の定年については、65歳とするよう規程の改正を進めています。

エ 事務処理規程において、理事等の権限に属する事務の一部を総支配人、支配人に委任することができるとし、その委任事項は別表4に掲げるとなっていますが、別表4には支配人に関する規定がありません。現状では支配人が選任されていますので明確にするようしてください。(公社)

[措置状況]

委任事項に支配人の明確な規程を設けることとし、改正を進めています。

(2) 検討要望事項

このことについて次のとおり意見を添えるので参考にしてください。

ア 指定正味財産の扱いについて、法人の目的の達成に向けて引き続き適切な運営に努めてください。(南信濃自治振興センター、公社)

[措置状況]

- ・指定正味財産の取り扱いについては、適切な運営となるよう理事会、役員会で指導してまいります。(南信濃自治振興センター)
- ・指定正味財産の取り扱いについては、適正な運営に努めていきます。(公社)

イ 遠山郷総合調整幹が公社の理事に就任していますが、引き続き必要な指導監督を積極的に図られるよう望みます。(南信濃自治振興センター)

[措置状況]

遠山郷総合調整幹が、以前にも増して指導監督を図ってまいります。

ウ 公社の定款をはじめ各種規程について、副理事長の代決権限が明確になっていないなど、実態と整合しない規定があります。その内容を精査され、必要な改正等について検討してください。(公社)

[措置状況]

ご指摘のとおりですので、必要な改正等を検討しています。

6 監査対象団体の概要等

(1) 設立

ア 設立の経過

旧南信濃村において「財団法人南信濃村振興公社」として設立された。その後、南信濃村と飯田市との合併により、「財団法人飯田市南信濃振興公社」と名称変更した。平成25年4月1日より公益法人制度の改正に伴い「一般財団法人飯田市南信濃振興公社」と名称変更し現在に至る。

イ 設立の目的

この法人は、「住んでよし、訪れてよし」のまちづくりをスローガンに、豊かで美しい貴重な自然を尊重し、先人が残した伝統ある歴史、文化の恒久的な保存を図りながら都市また住民相互の交流、そして自然と調和のとれた地域資源の開発を行うことにより、地域の活性化並びに住民の生活文化の向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

ウ 設立認可年月日 旧 財団法人 平成4年3月11日

新 一般財団法人 平成25年3月22日

(2) 事業内容（公社定款第4条より）

ア 自然を活用した都市との交流事業

イ ふるさと創造体験事業

ウ 特産品の開発等による地場産業振興事業

エ 地域振興のためのイベントの研究および実施事業

オ 文化及び芸術の振興を目的とする事業

カ 高齢者の福祉の増進を目的とする事業

キ 公共施設の管理運営事業

ク 保健休養施設の管理運営事業

ケ 前号までに掲げるもののほか、前条の目的を達成するための必要と認める事業

(3) 公社が運営管理している施設（指定管理施設）

ア 飯田市南信濃地域農産物等活用型総合交流促進施設及び温泉交流施設

→通称名：かぐらの湯、ゆ〜楽（食堂）、くまぶし（土産品店）

イ 飯田市南信濃森林林業情報発信施設 → 通称名：アンバマイ館（観光案内所）

ウ 飯田市南信濃便ヶ島森林公園施設 → 通称名：便ヶ島

エ 飯田市南信濃陶芸館 → 通称名：陶芸館

オ 飯田市南信濃民芸等関係施設 → 通称名：遠山郷土館（和田城）

(4) 出資の状況

公社設立に対して、飯田市（旧南信濃村）から5,000万円の出資を受け、うち4,500万円を基本財産、500万円を流動資産として管理している。

(5) 組織等（平成25年4月1日現在）

役員は、理事9名（うち理事長、副理事長、常務理事各1名）、監事2名、評議員3名が置かれている。なお、行政から遠山郷総合調整幹が理事として就任している。

職員（従業員）体制は、22名で、うち事務局員2名、かぐらの湯11名、ゆ〜楽7名、くまぶし1名、遠山郷土館1名である。

(6)財務状況等（公社各期決算報告書より）

ア 正味財産増減計算書

（単位：円）

科目\期別(年度)	第 18 期(20)	第 19 期(21)	第 20 期(22)	第 21 期(23)	第 22 期(24)
経常増減の部					
経常収益	136,494,787	127,889,295	121,017,974	128,136,316	117,515,334
うち基本財産運用益	263,172	177,538	80,037	53,566	0
うち事業収益	136,072,989	126,888,486	120,213,209	127,317,333	115,686,537
うち温泉収益	42,057,756	41,882,016	37,302,246	36,393,734	35,855,147
うち食堂収益	54,125,178	44,469,960	41,299,713	43,264,591	40,986,563
うち販売収益	26,573,366	26,849,028	24,303,537	24,588,452	24,134,682
うち受取補助金	9,800,000	7,860,000	9,237,000	9,237,000	9,237,000
うち雑収益	158,626	823,271	724,728	765,417	1,828,797
経常費用	136,331,026	126,374,659	120,310,535	124,567,023	124,040,660
うち事業費	125,029,750	119,489,427	117,928,481	121,123,622	122,366,501
うち給料手当賃金	31,663,986	26,964,909	30,235,470	32,719,880	30,277,131
うち燃料費	16,273,463	13,337,887	17,267,528	15,898,932	18,482,772
うち光熱水費	16,539,440	14,438,154	13,033,464	13,883,002	14,036,311
うち委託料	4,910,288	4,872,209	6,600,191	6,427,246	7,610,524
うち管理費	11,301,276	6,885,232	2,382,054	3,443,401	1,674,159
うち役員報酬	150,000	165,000	165,000	150,000	255,000
うち給料手当	4,314,871	2,340,000	667,253	1,000,500	386,181
当期経常増減額	163,761	1,514,636	707,439	3,569,293	△ 6,525,326
経常外増減の部					
経常外収益	0	0	0	0	0
経常外費用	0	0	0	0	0
経常外増減額	0	0	0	0	0
法人税、住民税、事業税	70,000	72,000	71,000	71,000	71,000
当期一般正味財産増減額	93,761	1,442,636	636,439	3,498,293	△ 6,596,326
一般正味財産期首残高	5,775,056	5,868,817	7,311,453	7,947,892	11,446,185
一般正味財産期末残高	5,868,817	7,311,453	7,947,892	11,446,185	4,849,859
指定正味					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	45,000,000	45,000,000	45,000,000	45,000,000	45,000,000
指定正味財産期末残高	45,000,000	45,000,000	45,000,000	45,000,000	45,000,000
正味財産期末残高	50,868,817	52,311,453	52,947,892	56,446,185	49,849,859

イ 貸借対照表の比較

(単位：円)

科目\期別(年度)		第 18 期(20)	第 19 期(21)	第 20 期(22)	第 21 期(23)	第 22 期(24)
資産	流動資産	23,520,979	30,631,916	23,591,799	21,453,466	17,621,017
	うち現金預金	18,659,561	25,622,159	17,912,330	16,161,314	8,318,801
	固定資産	47,030,466	51,597,259	49,303,389	50,809,352	48,722,780
	基本財産	45,000,000	45,000,000	45,000,000	45,000,000	45,000,000
	特定財産	0	0	0	0	0
	その他の固定資産	2,030,466	6,597,259	4,303,389	5,809,352	3,722,780
	うち建物・附属設備	3,885,000	3,885,000	3,885,000	4,603,778	4,603,778
	うち減価償却累計	△ 5,581,278	△ 6,724,105	△ 9,017,975	△ 11,055,762	△ 13,142,334
資産合計	70,551,445	82,229,175	72,895,188	72,262,818	66,343,797	

負債	流動負債	18,495,204	27,208,602	17,905,880	14,442,921	15,787,930
	うち買掛金	2,231,455	2,310,467	1,678,912	1,871,622	2,246,335
	うち未払金	7,307,820	15,870,124	7,671,245	5,948,247	7,044,419
	固定負債	1,187,424	2,709,120	2,041,416	1,373,712	706,008
	負債合計	19,682,628	29,917,722	19,947,296	15,816,633	16,493,938
正味財産	指定正味財産	45,000,000	45,000,000	45,000,000	45,000,000	45,000,000
	うち寄附金	45,000,000	45,000,000	45,000,000	45,000,000	45,000,000
	一般正味財産	5,868,817	7,311,453	7,947,892	11,446,185	4,849,859
	正味財産合計	50,868,817	52,311,453	52,947,892	56,446,185	49,849,859
負債及び正味財産合計	70,551,445	82,229,175	72,895,188	72,262,818	66,343,797	

ウ 主要施設の来客数

(単位：人)

施設名	18 期 (20 年度)	19 期 (21 年度)	20 期 (22 年度)	21 期 (23 年度)	22 期 (24 年度)
かぐらの湯	84,075	82,105	75,962	77,534	76,778
遠山郷土館	—	—	2,161	2,208	1,857

遠山郷土館（和田城）は、平成 22 年 4 月 1 日から指定管理施設